

答申第 774 号

情公第 1239 号

令和 5 年 5 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開決定処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 4 月 14 日付けで諮問された特定国家賠償請求事件に係る文書一部非公開の件（諮問第 882 号）に係る 2 件の審査請求のうち、令和 4 年 3 月 1 日付け審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

諮問実施機関である神奈川県知事は、令和4年4月14日付けで諮問された特定国家賠償請求事件に係る文書一部非公開の件に係る2件の審査請求のうち、令和4年3月1日付け審査請求を却下すべきである。

2 諮問に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年12月6日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について、その行政文書を管理している課所を総務局組織人材部人事課として、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は令和4年2月3日付けで、本件請求文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に、条例第10条第3項の規定に基づく行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は本件処分について、令和4年2月15日付けで「異議申立書」と題する書面を提出し、さらに、令和4年3月1日付けで審査請求書を提出した。
- (4) 諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、令和4年2月15日付け「異議申立書」について、当該書面の提出者本人から「審査請求の意思で提出した」旨の回答があったことから、これを適法な審査請求（以下「審査請求1」という。）としたうえで、令和4年3月1日付け審査請求（以下「審査請求2」という。）とともに、当審査会に諮問したものである。

3 審査会の判断

- (1) 当審査会で確認したところ、審査請求1及び審査請求2は、ともに本件処分に対して同一の審査請求人から同一の趣旨で行われたものであり、審査請求の理由についても、審査請求2の理由は審査請求1の理由に包含されていることが認められる。したがって、審査請求2は審査請求1に重複してなされた審査請求と認められ、審査請求の利益が認められないことから、諮問実施機関は審

査請求 2 を行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定に基づき却下することが妥当である。

(2) なお、審査請求 1 に係る諮問については別途答申する。

4 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

(公開請求に係る行政文書の内容)

特定国家賠償請求事件について、以下の書面。

- ①令和元年（2019年）12月26日付、原告の意見陳述書。
- ②原告が、令和3年2月25日までに提出した「和解案」。
- ③上記②に対する被告の検討結果の書面で、令和3年3月15日までに提出した
もの。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年4月14日	○諮問
令和5年4月21日 (第226回部会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和5年5月15日現在) (五十音順)